

告177-11
(告177-5の反訳)

野村：話してる内容も忘れちゃうから。さっきも言ってる通りね、癒着の可能性、さっきも言った通りね。あなたはね、あなたは若い人はわかんないけどね、昭和の時代はね、談合が当たり前だった時代があるでしょう。談合が当たり前だった時代は

山内：認識してません。

野村：えっ？

山内：私は認識してません。

野村：談合が当たり前でね、なんだ、当り前の時代があつてね、その中でね、ようやくね。1990年代になって、情報公開とか、オンブズマンとかね、その情報公開に関してのね、考え方がね、輸入されてね、90年代になって、ようやく、都道府県のレベルでね、情報公開のね、条例がね、徐々にね、導入されていったんですよ。それまではね、やりたい放題だったんですよ、あなた、行政がね、結託しようがね、文書を見せようとしなかったから。それじゃまずい、ということでね、情報公開がね、まず都道府県から始まったんですよ。国が決まったのはね、1999年ですよ。わずか22年前なんですよ。22年しか経ってないんですよ。その間にね。ちゃんと、意識のある人と、ない人とね、ものすごく差が開いてる。昔のやり方が当たり前だと思ってる人とね、これじゃまずいなど、やっぱり透明性が必要だという人とね、雲泥の差がある。僕が言ってるのはね、今どちらかというとな、そのプロポーザルにしる、何にしるね、オープンにすべきということの方がね、遥かに強いんじゃないですか？ということ言ってるんですよ。どうですかね、トレンドとしては。過去は、談合やり放題だった。情報公開がなかったから。僕は言ってもそういうことなんですよ。

山内：出せるものは出せる。出せないものは出せない。

野村：違う。僕が言ってるのは、あなたね、談合が、いかにも、全然なかったかのような言い方をしてるけどね、談合がね、たくさんあったからね、情報公開のね、概念が輸入されてね。今は全ての都道府県でね、それが条例化されたんですよ。

山内：私は知らないって、言ってるでしょ。

野村：条例がね、都道府県で、この今僕が言ったプロセスで導入されたことをね、

あなた知らないんですか？

山内：談合があったっていうことは知りません。

野村：えっ？

山内：談合が数多くあったっていうふうに言ってますけど、それを認識してますか？っていうことに関して、私は認識してません。談合があったとは思ってません。少なくとも、うちの町には、そういうことはなかったと思います。

野村：だからね、それを言うんだったらね、まずね、情報公開でね、オープンしてからで言うべきことであってね、真っ黒けにして「ない」と言われてもね、全く説得力がないんですよ、真っ黒けで、何も見せないでね。真っ黒けにして、しかもね・・・

山内：だって、それはさ、情報公開作ったときに、一部の方の個人情報だったりとか、不利益になるようなことは、出さなくていいですよ、って決められてっから、それに従って、黒塗りにして出しただけであって・・・

野村：僕が言ってるのね見積書の・・・

山内：これはまずいものだから出さないとか、これは、国はよくわかりませんが。私たちは、これは、出したら、野村さんに、なんか、野村さん、私たちが、不都合になるとか、そんな感覚で黒く塗ったりとか、塗らなかつたりとかっていう、そういうものはないですから。すべて野村さんが請求されようと、Bさんが請求されようと、出せるものは出せる、出せないものは出せないという、そういうふうに公平にやっていますから。

野村：僕がね、請求した内容でね、採用にならなかった2社はさておきね、採用になった業者のね、見積もり、内容っていうのは、見積もりなんですよ。650万の内訳でね、福祉のページが何ページでね、何が何ページでね、これに係る開発費用が幾らでと、その積み上げでね、何百何十万と金額ができてね、「その見積書を僕は見せろ」と言ってるんですよ。あなた方はね、見積書を見せないでね、ただ一式いくらというものだけ、結果だけを見てね、「これで納得しろ」と言ってるんですよ。そんないい加減なね、

山内：「出すな」って言ってっから。

野村：えっ？

山内：「出すな」って言ってっから。

野村：だから、あなた方がね、何度も言ってる通り、あなた方はね、採択した段階でね、あのね、これ、ちょっと情報がね、今ね、情報公開のね、文書、手元にあると思うんですけどね。そこに第9条と第10条にね、書いてありますよ。出すべきもの、出しちゃいけないものがね。今回ね、あなた方はね、2回に対して出したものはね。事実不存在。

山内：だから、それは検討させてもらうって言いました。再検討させてもらう。

野村：このね、開示しない部分は変わらないでしょう。これ、あなたが言ってるのはね、黒塗りで出すのか、いっさい出さないのかについてね、あなたがね、自分の無知を認めてね、ようやく、やり直しする、と言ってるけどね、出さなかった理由に変更はないでしょう。変更があるんですか。

山内：出さなかった理由？

野村：出さなかった理由ね、不開示、開示しない部分のね、概要および理由が、ここに書いてありますよ、これが変更になります？

渡辺：変更になるのは、審査会に基づいた、その答申内容に基づいた形で、いま見直ししますっていう（不明）、審査会の答申後

野村：一緒ですよ。審査会も、この第8条、第9条のところですよ。ね、その・・・

渡辺：審査会にかけて、前回の企画提案書で、野村さんに渡した答申の内容の、その審査を基準とした内容と同じ形で、今回整理させていただいて、あとう、それを出すことを検討しますという・・・

野村：でもね、この第8条と第9条のところですよ、書いてあるのは、多分ね、あの黒塗りの箇所がね、多いか少ないかだけの違いでね、黒塗りがされたものが出るでしょう。僕が言ってるのはね、黒塗りの程度だってね、採択されたであるにもかかわらず、業者が出すとね、出さないと言わないから出せない、っていうね、あなたの説明に対して、とうてい納得いかないからね、僕は引き下がるわけにいかないんですよ。それはそれを許してたら、本当にね、やりたい放題だからね。昭和のね、昭和の時代に戻っちゃうよ。

告177-11
(告177-5の反訳)

山内：うちらはそのう、昭和のそのう、昭和の時代が何を指してるか分かりませんが、談合をしてるわけでもないし・・・

山内：それをね、それをね、民主的にチェックさせるために情報公開のね、情報公開が導入されたんじゃないんですか？

山内：それは出せるものを出し・・・

山内：あなた方が真っ黒にしちゃったらね、その情報公開がね、有名無実化しちゃうんですよ。機能しなくなるんですよ。黒く塗りつぶされる程度によってはね、文書がね、その開示した文書が文書としての役目を果たさないんですよ。

野村：「何書いてあんだらう？ 真っ黒で何もわかんないよ」って文書が出たってね、そのことを言ってるんですよ。

山内：それは「出すな」っていうものを出せまんよ。それを取ってどうするのっていうのを全て出せません。

野村：なんでそんなことで・・・僕はね、星野リゾートの提案書もらいましたけどね、あれをね、あなたが出すにあたって、星野に「これ出していいですか？」なんて聞きました？

山内：それを、その時は確認してませんけども・・・

野村：聞いてないでしょう。いやいや、聞いてないでしょう？

山内：それを出すときはですね。

野村：聞かないで出すことあるでしょう。

山内：いやいや、全然全面的に聞いてないわけじゃないですよ。当時、あの文章、あれを持ってきたときには、「これは全然見せてもいいですから」っていうことは言われてますから。

野村：どこ、どこに書いてあります？ どこに書いてあるんですか、それは。

山内：どこに書いてあるかどうか分からない・・・

告177-11
(告177-5の反訳)

野村：でも、あなた方は、結局、出さなかったけどね。相手が「出してもいいよ」と言っていながらね、あれは、いっさい町民に公開しないでね、内々で断っちゃったんだよ、あんたは、あなた方は。

山内：もちろんそういう権利も、町長と町にありましたけどね、やるか、やらないか、っていうことに対しての判断を、町長が求められたときに、町長が断る権利がありましたから、相対的に判断して断った・・・

野村：これちょっとついでにお尋ねしますけどね、僕がね、どうしてね、あそこにこだわるのはね、調べれば調べるほどね、きな臭いものが、いっぱい出てくるから。星野リゾートにしてもそう。